

私立高等学校授業料等減免制度のお知らせ

【在校生の方】

山口県では、県内の私立高等学校等に在学し、経済的な理由により就学が困難な生徒や、就学支援金が加算対象とならない一部の生徒の学資負担を軽減するため、学校を通じて毎月の授業料等と入学時納付金の助成を行っています。

なお、この制度は山口県ひとづくり財団の奨学金と併せて利用できます。

減免対象者・軽減される額・必要な書類等について

【授業料等】

減免対象者の要件	減免額 (月上限額)	申込みに必要な書類	書類の 発行場所
①生活保護を受けている方	1,650円	○申請書 ○生活保護受給証明書 (R. 4以降の証明日のもの)	○各高等学校 ○福祉事務所
②就学支援金が加算対象とならない方のうち、 保護者等の道府県民税・市町村民税所得割の 合算額が271,500円未満の方 ※年収目安では約590万円以上610万円未満 世帯の方ですが、世帯状況によっては該当 する可能性もありますので、市県民税決定 通知書や課税証明書等を事前にご確認下 さい。 〔 4～6月分の要件は平成31年度の課税額、7月 分以降の要件は令和2年度の課税額による 〕	6,600円	○申請書 ○課税証明書1年分 ・4～6月分の申請時：平成31 年度のもの(2018年1月～12月 の課税証明書) ・7月分以降の申請時：令和2 年度のもの(2019年1月～12月 の課税証明書)	○各高等学校
③その他特別な事情(保護者等の失業や事業所 の倒産、天災や火災等)により生徒の就学が 困難と認められる方 ※就学支援金の加算対象となる方を除く	23,100円	各高等学校へおたずねください。 ※就学支援金対象外の場合は、 月額33,000円	

申込方法等について

申 込 先	各高等学校
申込期限	第1回目(4月～6月分)5月22日 第2回目(7月以降のもの)：後日お知らせ
そ の 他	◇ 期限後も特別な事情が発生した場合には受け付けます。 ◇ 詳しいことは各高等学校へお問い合わせください。 ◇ 申請書は各高等学校より配布します。